

「各国の年金制度」

| 国名 | カナダ |
|---------------|---|
| 公的年金の体系 | |
| 被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ OAS制度は全国民 ・ CPPでは18歳以上70歳未満の年収がCAD3,500以上の者が保険料を納付する義務がある。65歳以上70歳未満の者は保険料を納付しないことも選択できる。 |
| 保険料率（2020年） | <ul style="list-style-type: none"> ・ OAS制度の給付の財源は連邦税 ・ CPPの従来給付勘定は9.9%，給付乗率改善部分は0.6%（2021年は1.0%，2022年は1.5%，2023年以降は2.0%） ・ CPPの給付算定対象年収の上限引き上げについては，元の上限を超える金額の8.0% |
| 支給開始年齢 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳（OAS年金は繰下げ受給が可能。上限年齢は70歳。繰下げ増額率は1月につき0.6%；CPP年金は60～70歳の範囲で受給開始が可能。繰上げ減額率は1月につき0.6%，繰下げ増額率は1月につき0.7%） |
| 基本受給額（2020年） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満額のOAS年金はCAD613.53，満額の所得補償補足年金はCAD916.38（単身者の場合） ・ CPPは生涯の給付算定対象年収（再評価後）の平均額の25%である。ただし，2016年改正により2019年以降の期間については，この率を33.33%としている。 |
| 給付の構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・ OASは18歳以降のカナダでの居住期間が10年以上あれば受給することができるが，40年に満たないときは年数比例で減額される。 ・ CPPにおける給付算定対象年収とは，年収額からCAD3,500を控除した金額である。再評価は，毎年定められる年収額の上限額（YMPE；2019年はCAD57,400）の直近5年間の平均の金額が対応する年の上限額の何倍になっているかを計算し，この倍率をその年の給付算定対象年数に乗じて行う。平均額は，生涯の給付算定対象年収（再評価後）のうち，最も低い8年分を除いたうえで平均額を計算して算定する。 |
| 所得再分配 | OAS給付。 |
| 公的年金の財政方式 | 賦課方式。ただし，将来の高齢社会において安定的な財政運営のために若干の積立金を保有。 |
| 国庫負担 | OAS給付の財源は連邦政府の一般税収 |
| 年金制度における最低保障 | OASで措置されている。 |
| 無年金者への措置 | OASで措置されている。 |
| 公的年金と私的年金 | 特に連携はしていないが，2016年の改正のように，給付水準見直しの参考にしている。 |
| 国民への個人年金情報の提供 | インターネットで参照することができる（ユーザーID，パスワードが必要）。 |

（坂本純一・（公財）年金シニアプラン総合研究機構特別招聘研究員）

カナダの年金制度

坂本 純一 ((公財)年金シニアプラン総合研究機構特別招聘研究員)

1. 制度の特色

カナダの年金制度の第一の特色は、基礎年金部分が税方式により運営されていることである。これには歴史的経緯がある。ひとつは憲法により連邦政府には保険料の徴収権限が与えられていなかったため、1927年に最初の公的年金ともいべき老齢年金法が成立したとき、社会保険方式をとることができなかった。もうひとつは第一次世界大戦による好景気が訪れたが、高齢者はその技術革新についていけず、早急に高齢者の貧困対策が求められたからである。

第二の特色は、第一でも出てきたように連邦国家であるため、連邦政府と州政府が緊密に連携して動かないと制度改正ができないという点がある。現在では、2階の報酬比例年金であるカナダペンションプラン(CPP)の制度改正には、ケベック州も含む3分の2以上の州が賛成し、それらの州の人口の合計がカナダの人口の合計の3分の2以上であることが必要である。

第三の特色は、CPPにおいては3年に一度財政再計算が行われるが、その結果現在の保険料率が不十分で引上げないといけないという場合に、連邦政府と州政府が合意できない場合、自動的に不足する保険料率の半分の率だけ引上げられ、かつ次の財政再計算までスライドは停止される、という規定があることである。このため、財政再計算報告書は外部有識者の検証を受けることになっており、さらに外部有識者のコメントは、イギリスの政府アクチュアリーの見解を得ることになっている。国民生活に直接影響するからである。

2. 制度の沿革

1927年の老齢年金法は、税方式で所得調査、資産調査付きのものであった。その財源は州政府と連邦政府が半々で負担するものであった。しかし州政府の権限が強く、給付内容も州ごとに異なった。所得調査、資産調査は評判が悪く、さらに裁定請求をしたときに子供が面倒を見てくれないことが分かったと、

州政府の窓口の役人が子供を訴えろというような勧告をするありさまで、この制度は国民の間で極めて不評であった。

こうしたことから1952年に憲法を改正して連邦政府が基礎年金ともいべき税財源による老齢保障制度(OAS)を導入したときは、所得調査、資産調査の無い制度とした。この制度からは、全財源を連邦政府が負担することになった。このOAS制度を導入するときも社会保険方式にするか税方式にするかで論争が行われたが、第二次世界大戦の好景気にかかわらず、高齢者は技術革新についていけず、困窮状態に置かれているため、早急に貧困対策をするべきということで、税方式が採用された。

OASの制度が始まってみると、中堅サラリーマンから現役時と引退時のギャップが大きく、報酬比例的な給付が必要であるという要望が出るようになった。このため、さらに憲法を改正して連邦政府が社会保険料を徴収できるようにし、CPPが導入されることになった。1967年のことである。このときケベック州は独自の年金制度を導入した。ケベック分離独立論が強い時代であり、この動きもその一環と捉えられた。1990年代までこの議論は続くが、住民投票で分離独立派が敗れ、それ以降分離独立論は下火になっている。ケベックペンションプラン(QPP)もCPPと少し異なるところはあるが、完全に通算できる形であり、制度改正も協力的に行われている。このCPPが導入されたときに、CPPにカバーされない主に収入の低い人には、所得保障補足年金(GIS)が導入された。この給付のおかげで、カナダは高齢者の貧困率が低いと言われる。

2007~08年のリーマンショックの後、企業年金が縮小する傾向が顕著になり、かつ、DB制度からDC制度への移行も多くなったため、公的年金制度を拡充する議論が持ち出された。紆余曲折はあったが、2016年に連邦政府、州政府が同意し、CPPの給付改善が行われ、2019年から実施された。CPPには給付改善部分は平準保険料方式で運営することとする規定があり、今回の給付改善は別勘定で、積立金も分離して運営されている。

3. カナダの公的年金制度の概要

カナダの公的年金制度は、カナダでの居住要件で

給付が決まる税方式の老齢保障 (Old Age Security ; OAS) と呼ばれる制度と、社会保険方式による報酬比例年金から構成されている。OASの財源は連邦政府の一般税収である。一方、社会保険方式による報酬比例年金には、カナダペンションプラン (Canada Pension Plan ; CPP) とケベックペンションプラン (Quebec Pension Plan ; QPP) があり、ケベック州以外で就労する者にはCPPが、ケベック州で就労する者にはQPPが適用される。両者は全く同じではないが類似の枠組みになっており、通算が可能である。以下、OASとCPPの概要を見て行こう。

(1) OASについて

OASはカナダに居住する権利を有するすべての者を対象としている。そして、カナダに18歳以降10年以上住んだ実績があれば65歳からOASを受給することができる¹。その際、以下に述べるように年収に応じて給付の減額はあるが、保有資産の規模は考慮されない。

OAS給付には、OAS年金 (Old Age Security Pension)、所得保障補足年金 (Guaranteed Income Supplement)、老齢つなぎ年金 (Allowance)、遺族つなぎ年金 (Allowance for survivor) の4つの給付がある。

まず、OAS年金であるが、2020年第三四半期の給付月額次ようになっている。すなわち18歳以上の期間でカナダに40年以上居住していた者は、満額のCAD613.53²を受給できる。40年よりも居住期間が短いとそれに比例して減額される。この金額は四半期ごとにCPIの変動に応じて改定される。

OAS年金以外の年収が一定額を超えるとき、その超えた額の15%を受給者は税金³として翌年の7月から翌々年の6月の間に納めなければならない。例えば2020年についてはその一定額はCAD79,054と定められている。したがって2020年の年収がCAD128,137以上あるとOAS年金は事実上ゼロになる。この一定額CAD79,054は毎年物価スライドにより定められる。

OAS年金は繰下げ受給をすることができ、1月の繰下げごとに0.6%増額される。繰下げ期間の上限は60月 (5年) である。60月繰下げれば36%増額

となる⁴。

OAS年金は課税対象になる。

次に、所得保障補足年金はOAS年金の受給者でOAS年金以外の収入の無い者、もしくは少ない者に対し支給される。まずこの受給者が単身である場合には、満額の所得保障補足年金の給付月額は、2020年第三四半期についてはCAD916.38である。ただし、その者のOAS年金以外の年収⁵が原則CAD24増えるごとにCAD1ずつ年金月額が減額されることになっており、年額CAD18,600以上であるときに、所得保障補足年金はゼロとなる (表で定められている)。

夫婦もしくは同性カップルの場合、①配偶者もしくはパートナーがOAS年金の受給者である場合、②配偶者もしくはパートナーがOASの受給者でない場合、③配偶者もしくはパートナーが老齢つなぎ年金の受給者である場合、の3通りのケースが存在するが、それぞれのケースの所得保障補足年金の額はつぎのようになる。

まず①のケースであるが、満額で月額CAD551.63の所得保障補足年金が支給される。ただし、この夫婦もしくは同性カップルの年収合計が原則CAD48に達するごとにCAD1ずつ所得保障補足年金は減額され、年収合計がCAD24,576以上になると所得保障補足年金はゼロとなる (表で定められている)。

②のケースでは、満額の所得保障補足年金は月額CAD916.38となるが、①と同様この夫婦もしくは同性カップルの年収がCAD4,096未満の場合には減額されず、CAD4,096に達したらCAD1減額され、以降原則CAD96増加するごとにCAD1減額され、AD44,592以上になると、所得保障補足年金はゼロとなる (表で定められている)。

③のケースでは、配偶者またはパートナーが60歳以上65歳未満である場合であり、老齢つなぎ年金を受給している場合である。老齢つなぎ年金については後述する。この場合の満額の所得保障補足年金は月額CAD551.63である。ただし、この夫婦のOAS年金、所得保障補足年金、老齢つなぎ年金を除く年収の合計額が原則CAD48を超えるごとに老齢つなぎ年金はCAD3ずつ減額となり、さらにその合計額がCAD4,096を超えたところで所得保障補足年金はCAD1減額され、以降合計額が原則CAD96増加するごとにCAD1ずつ減額の額が増加する。このよう

な減額の方法がしばらく続いたのち、合計額がCAD9,792となったところから老齢つなぎ年金の減額の方法が変わり、原則合計額がCAD48増加するごとにCAD1ずつ減額の額が増加する。そして合計額がCAD34,416となったところで老齢つなぎ年金はゼロとなる(表で定められている)。一方、本人の所得保障補足年金については、夫婦またはパートナーのOAS年金、所得保障補足年金、老齢つなぎ年金以外の年収の合計額がCAD7,936となったところで所得保障補足年金の月額がCAD511.41に固定され、合計額がCAD9,888未満まで続く。そして合計額がCAD9,888となったところで月額CAD510.41となり、以下、合計額がCAD48増加するごとにCAD1だけ減額される。そして合計額がCAD24,240に達したところで所得保障補足年金の月額はCAD212.03となり、合計額がCAD34,416未満までこの月額となる。合計額がCAD34,416に達したところでこの月額はCAD211.03となり、以降合計額がCAD48増加するごとにCAD1ずつ減額され、合計額がCAD44,592以上となったところで所得保障補足年金はゼロとなる(表で定められている)。

老齢つなぎ年金と遺族つなぎ年金は省略する。

(2) CPPについて

(a) 適用

ケベック州を除くカナダで就労する18歳以上70歳未満の被用者、自営業者等で、年収がCAD3,500以上ある者は、CPPの強制適用となる⁶。65歳以上70歳未満の者は保険料を納めないことを選択できる。このCAD3,500は年収下限と呼ばれ、後述するように、保険料額の計算や給付額の計算に用いられる。この額は固定されており、賃金や物価の変動にリンクしていない。

適用対象には公務員も軍人も含まれており、一方で、一定の宗教団体の聖職者、職員は適用から除外されている。

(b) 給付

CPPから支給される給付には老齢年金、障害年金、遺族年金があるが、紙数の関係で、ここでは老齢年金のみを見ておこう。

現在の年齢が60歳以上で1年以上のCPPへの保険料拠出期間がある者、または、CPPへの保険料拠出

期間が1年以上ある者から離婚の際に離婚分割を受けている60歳以上の者が老齢年金を受給することができる。

支給開始年齢は65歳であり、それより早く繰上げ受給をする場合には、1か月につき0.6%減額される。また、受給開始を70歳まで延期することができ、この繰下げ受給を選択する者の年金額は、1月遅らせるごとに0.7%増額される⁷。

年金額は、生涯の給付算定対象年収(再評価後)の平均値の25%⁸と定められている。ここで給付算定対象年収とは、年収額から年収下限(CAD3,500)を控除した金額である⁹。年収額には上限額(YMPE¹⁰)が設けられており、それ以上の年収のある者についてはその者のその年の年収はYMPEとみなされる。2019年のYMPEはCAD57,400¹¹である。YMPEは概ね年収の平均値とされ、その金額は平均賃金の変動に合わせて毎年1月に改定される。

給付算定対象年収(再評価後)の平均値を計算する際には、次のような計算を行う。対象となるのは18歳から64歳までの47年間の給付算定対象年収(再評価後)であり、そのうち最も低い年収8年分を除く。そして39年分の平均額を計算する¹²。

給付算定対象年収の再評価は次のように行われる。すなわちその給付算定対象年収が属する年のYMPEに対し、現在から直近5年間のYMPEの平均の金額が何倍になっているかを計算し、その率を給付算定対象年収に乗じて得られる金額が、再評価後の給付算定対象年収である¹³。

年金額は毎年CPIの変動に応じて改定される。

65歳になりCPPから老齢年金を受給するようになった者が就労を続けた場合、そのCPP老齢年金を除く年収が年収下限のCAD3,500以上あれば、CPPに加入するか否かを選択できる。加入することを選択した場合、保険料を納付するが、1年ごとに対応する年金が加算される。これを退職後増額給付(post-retirement benefit; PRB)と呼んでいる。70歳まで加入することができ、その間毎年PRBは増額される。

PRBの年金年額は、次のように算定される。毎年、CPPはその年の最高給付月額と最高保険料年額を定める。例えば2020年の場合、最高給付月額はCAD1,175.83であり、最高保険料年額は本人負担分で

CAD2,898.00と定められている¹⁴。PRBの年金月額、本人の実際の保険料年額の最高保険料年額に対する割合を算定し、その割合を最高給付月額に乗じて得られる額を40で割った金額となる。PRBは保険料納付の翌年から受給できる。さらに翌年も就労を続けてCPPに保険料を納付した場合、同様にPRBが加算される。

さらに、65歳を超えて就労し、年金受給を開始していなかった場合には、65歳以前の期間に対応する給付額を計算する場合の給付算定対象年収として65歳以降の年収も考慮することができる。この年収が65歳以前の年収で給付算定基礎になっている最低の年収よりも高額である場合、この65歳以降の年収が給付算定対象年収として採用されることになる。この措置によっても年金額が増額されることになる。

(c) 費用の負担

CPPは社会保険制度であり、保険料により給付に要する費用を賄っている。

一方でCPPについては2016年に制度改正が行われ、給付改善が行われた。給付改善を行うときには、その部分は平準保険料方式で運営しないとけないことが、1998年の改正で導入された「不十分保険料条項 (insufficient rate provisions)」と呼ばれる規定で定められている。この規定により、2016年の給付改善に伴って保険料の管理運営方法が変更されることになった。2016年の給付改善は不十分保険料条項が導入されて以降初めての給付改善であった。そこでまず不十分保険料条項を説明し、次いで2016年の給付改善の内容と、この給付改善後の積立金の管理運営構造について説明する。

ア. 不十分保険料条項 (insufficient rate provisions)

CPPの制度は3年ごとに財政再計算を実施し、保険料が適正な水準にあるかどうかの検証を行っている。もし、財政再計算で現行の法定されている保険料率が財政再計算で算定される保険料率よりも低い場合には、保険料率を引き上げなければならないが、そのためには、まず、連邦政府と各州政府の財務大臣が合意しなければならない¹⁵。その合意に基づいて連邦議会に改正法案が提出される。この法案が可決され、保険料率が引き上げられれば問題はないが、法案が否決された場合や、あるいは連邦政府および州政府の財務大臣の合意が得られず法案も提出され

ないというときには不十分保険料条項が発動される。

不十分保険料条項は次の措置を行うものである¹⁶：

- ・ 財政再計算報告書に報告された必要な保険料率¹⁷と現行保険料率の差の半分だけ法定保険料率を引き上げる¹⁸。
- ・ 3年後の財政再計算までは給付の物価スライドを行わない。

この条項にはさらに次の規定もある：

- ・ 給付改善を行う場合には、その部分の財政は平準保険料方式で運営しなければならない¹⁹。

給付改善の場合は財政計算が必要となるので、この場合の取り扱いについても不十分保険料条項に盛り込まれたと考えられる。

この条項により、2016年改正による給付改善部分の財政は平準保険料方式で運営されることとなった。実際この部分については経理を分離し、積立金も分離する形で財政が運営されている。

イ. 2016年の給付改善

2016年の給付改善はふたつの要素からなる。ひとつは給付乗率の改善であり、もうひとつは給付算定対象年収の上限額の引上げである。この給付改善部分をCPPの給付強化部分 (CPP enhancements) と呼んでいる。

給付乗率の改善は次のように実施されつつある。すなわち、(b)のア. で述べたように年金額は2018年までは生涯の給付算定対象年収 (再評価後) の25%で計算されていたが、この給付乗率25%を2019年から33.33%とすることにした。この給付乗率は2019年1月以降の被保険者期間にのみ適用され、2018年以前の期間にさかのぼって適用されることはない。

給付算定対象年収の上限の引き上げは、2025年から現行の上限の14%増(1.14倍)とするものである²⁰。ただし、これは現行の上限を廃止するものではなく、現行の上限を第一上限、新しく設定する上限を「第二上限」と呼ぶことにし、次のウ. で説明するように、保険料の賦課区分に使われている。給付改善部分は平準保険料方式による財政運営が求められるからである。第一上限、第二上限いずれも賃金水準の変動に応じて改定される。

ウ. 保険料率及び経理区分

イ. で見た給付改善部分は平準保険料方式で運営されるので、従来の給付と経理を分けて管理される

ことになる。従来の給付を管理する経理を従来給付勘定、給付改善部分を管理する経理を給付改善部分勘定と呼ぶことにしよう。

従来給付勘定の保険料率は9.9%である。被用者であればこれを労使折半して負担する。自営業者であればこれを全額負担する。

給付改善部分勘定の保険料率はふたつあり、給付乗率改善の部分と給付算定対象年収の上限引き上げの部分である。給付乗率改善部分の平準保険料率は2%であり、これに向けて2019年から2023年にかけて徐々に保険料率を引き上げることとしている。各年の保険料率は次のとおりである：

- ・ 2019年 0.3%
- ・ 2020年 0.6%
- ・ 2021年 1.0%
- ・ 2022年 1.5%
- ・ 2023年～ 2.0%

被用者の場合はこれを労使折半で負担する。

この保険料率で徴収された保険料は給付改善部分勘定に収納され、管理される。

一方、給付算定対象年収の上限の引き上げについては、この給付算定対象年収が第一上限を超えた金額²¹の8%が保険料率として設定されている。このように徴収された保険料も給付改善部分勘定に収納され、管理される。

給付改善部分勘定には相対的に大きな積立金が蓄積されることになり、積立金の運用収入のウェイトが従来給付勘定よりも大きくなる。金融監督庁の首席アクチュアリー室の見通しでは、2075年においては、従来給付勘定の歳入に占める運用収入のウェイトは35%であるのに対し、給付改善部分勘定の歳入に占める運用収入のウェイトは71%である²²。

エ. 給付改善部分勘定に対する持続可能性政令 (sustainability regulations)

ア. で見たように、従来給付勘定については不十分保険料条項があり、財政再計算で算定された保険料率よりも法定保険料率が低く、かつ連邦政府および各州政府の財務大臣が何のアクションも起こさないときには、自動的に差の半分だけ保険料率が引き上げられ、給付のスライドが凍結される措置が取られることになっている。これと同様に、給付改善部分勘定についても、財政再計算の結果の平準保険料

率と法定保険料率の間に差があるときに、連邦政府および州政府の財務大臣が何のアクションも起こさないときには、一定の措置をとる規則が定められている。これを持続可能性政令と呼んでいる。

持続可能性政令の詳細は不明であるが、一部明らかになっている部分をまとめておく。

給付乗率改善部分についての保険料率については、現在2%が法定保険料率になっているが、財政再計算において算定された平準保険料率により次のように定められている：

- ・ 2024～2038年においては、1.7%～2.2%であれば何もする必要がなく、1.6%～1.7%もしくは2.2%～2.3%であればこの状態が2年続けば法定保険料率を改定するなど何らかのアクションをとる必要があり、1.6%未満もしくは2.3%超になる場合には法定保険料率を改定するなど何らかのアクションをとる必要があると定められている。
- ・ 2039年以降はもう少し厳しくなり、1.8%～2.1%であれば何もする必要はなく、1.7%～1.8%もしくは2.1%～2.2%であれば2年間この状態が続いた場合に何らかのアクションをとる必要があり、1.7%未満もしくは2.2%超であれば直ちに何らかのアクションをとる必要がある。

その他の内容については不明である²³。

〈注〉

- ¹ ハーパー政権のときにこの年齢は70歳に上げられたが、現在のトルドー政権になって65歳に戻された。
- ² CAD 1 = JPY80とすれば、約4.9万円がわが国の基礎年金の水準より少し低い。
- ³ 財政健全性回復税 (recovery tax) と呼ばれている。この制度がclaw-back制度と呼ばれているもので、1989年改正で導入された。それまではOAS年金には資産調査も所得調査もなかった。
- ⁴ わが国よりは厳しい繰下げ増額率である。
- ⁵ この年収にカウントされるのは、CPP年金、QPP年金、職域年金、私的年金、雇用保険給付、自営業収入、等々である。その合計金額の最初のCAD5,000までのブラケットの100%、CAD5,000超CAD10,000までのブラケットに属する金額の50%を合計した金額が控除されることになっている。
- ⁶ ケベック州で就労する者はQPPの適用となる。
- ⁷ わが国の繰上げ減額率(0.5%；令和4年4月1日以降に60歳に到達する者については0.4%)より厳しく、繰下げ増額率はわが国と同じである。

- ⁸ 2019年以降の期間についてこの乗率は33.33%に引き上げられる。
- ⁹ 年収が年収下限よりも小さい年はそもそもCPPの適用対象から外れるからこの金額は非負である。
- ¹⁰ Yearly maximum pensionable earningsの頭文字を並べた記号である。
- ¹¹ 年収の平均値であるので、わが国に比べて低いと言える。わが国の場合は概ね平均賃金の倍が標準報酬月額の上限になっている。
- ¹² そのほか、子供が7歳になるまでの育児期間についても、CPPから障害年金を受給していた期間についても算定の特例が設けられている。育児期間についてはその者の年収が平均値を下げる場合には算定対象とせず、障害年金を受給していた期間については算定対象から外す。従ってこれらに該当する者については、給付算定対象年収（再評価後）の平均を算定する際に除外される年数が8年より多くなる。
- ¹³ わが国の1973（昭和48）年改正による賃金再評価に似ている。その後のわが国の再評価は、可処分所得スライドに変わり、さらにマクロ経済スライドの要素が入ってきた。
- ¹⁴ 自営業者の場合CAD5,796.00である。
- ¹⁵ この合意過程にはケベック州政府も参加する。そして合意が成立するためには三分の二以上の州が合意しなければならず、さらに合意した州の人口の合計がカナダ総人口の三分の二以上になることが必要である。
- ¹⁶ 十分ではないが、財政の自動均衡措置のひとつの形態と言える。
- ¹⁷ 「必要な保険料」とは財政均衡期間中に積立比率が低下しない最小の保険料率を意味する。カナダでは財政均衡期間はアメリカと同じく75年としている。このような保険料率を安定保険料率（steady-state contribution rate）と呼んでいる。
- ¹⁸ 財政再計算報告書の結果が保険料率の形で直接国民生活に影響するため、財政再計算報告書は外部専門家の検証（peer review）を受けることとされており、さらにこの外部専門家の検証も外国のアクチュアリーの評価を受けている。具体的にはイギリスの政府アクチュアリー院（Government Actuary's Department：GAD）の検証を受けている。
- ¹⁹ わが国の厚生年金保険制度は「積立方式」で出発したと言われるが、それは平準保険料方式による財政運営を意味していた。カナダのCPPの不十分保険料条項はこの意味では、給付改善部分は積立方式で運営することを要請している。
- ²⁰ 説明資料では「2024年から2025年にかけて徐々に14%増に引き上げる」とあるが、詳細は不明である。
- ²¹ 給付算定対象年収が第二上限を超えている場合は、第二上限と第一上限の差額に8%の保険料率が適用される。
- ²² わが国の厚生年金保険制度よりも運用収入のウェートは高いと言える。カナダの場合OAS年金等は税方式であり、報酬比例部分のみが社会保険方式であるのに対し、厚生年金保険制度では報酬比例年金だけではなく基礎年金拠出金があり、基礎年金拠出金には国庫負担がついているという構造であるので、一概に比較はできないが、令和元年財政検証結果によれば、死亡率、出生率がともに中位で経済前提が一番楽観的なケースIであっても、2075年には収入（228.3兆円）に占める運用収入（45.8兆円）は20.1%である。保険料収入（143.9兆円）との対比でみると、運用収入の保険料収入と運用収入の合計額に対する割合は24.1%となるので、わが国の方が積立比率は低いと言える。
- ²³ 持続可能性政令が目指す効果は、①給付改善部分の過度な積立不足や過度な剰余金が生じないようにすること、②給付改善部分の保険料率の安定性の確保、③将来の給付削減や保険料率の引上げリスクを減じること、と言える。